

(1) 調査の目的

こどもたちの未来が生まれ育った環境に左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現を目指し、こどもの日々の様子や学習の様子、子育て家庭における仕事や生計、健康状況などを把握することで、子育て世帯等へのより効果的な施策に役立てることを目的として、小学5年生、中学2年生のこどもとその保護者を対象に調査を実施します。

調査期間	調査対象者	調査数	調査方法
令和5年11月～ 12月	市立全小学校5年生及び保護者	各2,000件 (4,000件)	学校を通じて調査票を配付し、回答についても学校で回収
	市立全中学校2年生及び保護者	各2,000件 (4,000件)	

(2) 調査票(案)

別紙1～3のとおり(【小学生票】、【中学生票】、【保護者票】)の3種類を作成する。

なお、調査票の作成にあたっては、内閣府から提供のあった共通様式を基に、流山市として必要項目を追加して作成する。

◎子どもの貧困対策の推進に関する法律

【第1条】(目的)

この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

【第9条第2項】(都道府県計画等)

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。